

令和6年第2回定例会

雨竜町議会会議録

令和6年 6月20日 開会

令和6年 6月20日 閉会

雨竜町議会

令和6年第2回雨竜町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年6月20日（木曜日） 午前10時00分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

議会報告、例月出納検査報告、行政報告、教育行政報告、行政常任委員会
所管事務調査報告

第 4 一般質問

第 5 議案第20号 専決処分した事件の承認について

「令和5年度雨竜町一般会計補正予算（第9号）」

第 6 議案第21号 専決処分した事件の承認について

「令和5年度雨竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

第 7 議案第22号 専決処分した事件の承認について

「雨竜町税条例の一部を改正する条例の制定について」

第 8 議案第23号 専決処分した事件の承認について

「雨竜町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成
に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

第 9 議案第24号 専決処分した事件の承認について

「雨竜町乳幼児、児童及び生徒医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例の制定について」

第10 議案第25号 令和6年度農業集落排水施設整備事業満寿地区機器類整備工
事の請負契約について

第11 議案第26号 令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第1号）

第12 議案第27号 雨竜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について

- 第13 議案第28号 雨竜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第29号 雨竜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第30号 雨竜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第31号 雨竜町新規就農者育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第32号 字の区域の変更について
- 第18 議案第33号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第19 選挙第1号 雨竜町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第20 報告第1号 令和5年度雨竜町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越した経費の報告について
- 第21 報告第2号 雨竜町土地開発公社の業務報告について
- 第22 報告第3号 株式会社雨竜町振興公社の業務報告について
- 第23 意見書案第1号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書
- 第24 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 第25 意見書案第3号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書
- 第26 会議案第2号 議員研修会の議員派遣について
- 第27 会議案第3号 道外政務調査の議員派遣について
- 第28 会議案第4号 閉会中の委員会所管事務調査について
- 追加日程
- 第29 議案第34号 雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（8名）

1番 吉見拓也	2番 佐々木 徹
3番 木村啓治	5番 吉本周治
6番 野村耕次郎	7番 沖田浩一
8番 須見栄一	9番 竹ヶ原利明

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

6番 野村耕次郎	7番 沖田浩一
----------	---------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	白川久純
農業委員会会長	高島智之
代表監査委員	木村幸一
副町長	源英博
会計管理者 （出納室長）	先名輝彦
総務課長	安田尚之
住民課長	高瀬則道
産業建設課室長	村本邦広
産業建設課技術長	西井浩司
総務課主幹 （総務）	梶田勝也
総務課主幹 （企画財政）	長原康雄
住民課主幹 （福祉生活環境）	青柳祐揮枝
住民課主幹 （保健）	佐々木未歩

産業建設課主幹 (農政林務)	宗 近 秀 靖
産業建設課主幹 (農村整備)	佐々木 督
産業建設課主幹 (商工観光)	小 川 智 代
産業建設課主幹 (建設管理)	西 井 浩 司
出納室主幹 (税務会計)	小 川 和 宏
教 育 長	糸 谷 尚 徳
教 育 課 長	瀧 山 智 治
教 育 課 主 幹 (教 育)	北 川 忠
農 業 委 員 会 長 農 務 局 次 長	藤 田 岳 民
監 査 委 員 事 務 局 長 書 記	小 宮 山 めぐみ

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小 宮 山 めぐみ
主 査	石 川 実 砂 希

(午前10時00分)

◎開会の宣告

○議長（竹ヶ原利明） おはようございます。議員及び説明員の欠席状況を局長に説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 議員及び説明員の欠席状況を報告いたします。

産業建設課長兼務農業委員会事務局長であります中野課長から所要のため、欠席の届出が出ておりますことを報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） ただいまの出席議員は8名であり、定足数に達しておりますので、令和6年第2回雨竜町議会定例会第1日を開会します。

本定例会の運営について議会運営委員会を開催し、協議を行っております。その内容を委員長、沖田浩一議員より説明いたします。

沖田浩一議員。

○議会運営委員会委員長（沖田浩一） おはようございます。令和6年第2回定例会の議事運営について、去る6月7日に議会運営委員会を開き、協議をしておりますので、報告いたします。本定例会の日程、会期及び案件については、町長提出議案、専決処分5件、工事の請負契約1件、補正予算1件、条例の制定5件、字の区域変更1件、規約の変更1件、報告3件。次に、議会提出議案は一般質問2件、選挙1件、意見書案3件、会議案3件となっております。また、諸報告の中で行政常任委員会所管事務調査報告を聞くことといたします。

以上で報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 本定例会について地方自治法第121条第1項に基づく出席要求による説明員は、配付資料のとおりであります。

◎開議の宣告

○議長（竹ヶ原利明） これより本日の会議を開きます。

議事日程について局長より説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 本日の議事日程について説明いたします。お手元に配付してあります議事日程表を御覧ください。

令和6年第2回雨竜町議会定例会議事日程（第1号）。第1日、令和6年6月20日木曜日午前10時開議。日程番号1、会議録署名議員の指名。日程番号2、会期の決定。日程番号3、諸報告といたしまして議会報告、例月出納検査報告、行政報告、教育行政報告、行政常任委員会所管事務調査報告。日程番号4、一般質問2件。日程番号5から9、議案第20号から24号、専決処分5件。日程番号10、議案第25号、工事の請負契約1件。日程番号11、議案第26号、補正予算1件。日程番号12から16、議案第27号から31号、条例の制定5件。日程番号17、議案第32号、字の区域の変更1件。日程番号18、議案第33号、規約の変更1件。日程番号19、選挙第1号、選挙1件。日程番号20から22、報告第1号から第3号、報告3件。日程番号23から25、意見書案第1号から第3号、意見書案3件。日程番号26から28、会議案第2号から第4号、会議案3件。以上を本日の議題とするものであります。

なお、議件名については記載のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） ただいま局長に説明させました日程により進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、令和6年第2回雨竜町議会定例会議事日程のとおり進めることといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条により、

6番 野村 耕次郎 議員

7番 沖田 浩一 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

◎諸報告

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号3、諸報告を行います。

まず、議会報告を局長にさせます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） お手元に配付しております議会報告書を御覧ください。
今回は、令和6年3月6日から6月19日までの間のものであります。

13番、4月26日、空知町村議会議長会第2回役員会が奈井江町で開催され、議長が出席しております。令和5年度の決算報告のほか、令和6年第2回定期総会に向けた提出議案などの審議を行っております。

16番、5月10日、中空知町議会議長連絡協議会第1回定期総会が上砂川町で開催され、議長が出席しております。令和5年度事業報告及び令和6年度の事業計画について審議を行っております。

21番、6月11日、北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、議長が出席しております。自治功労者表彰及び優良議会広報表彰、令和5年度事業報告と決算報告、令和6年度事業計画及び予算の審議のほか、道内各振興局管内ごとの提出議題と決議が審議され議決、採択されております。総会後には多摩大学特別招聘教授による講演により研修会も開催されております。

その他記載の行事等に議長のほか各議員が出席しておりますが、特に申し上げる内

容はございません。また、委員会の開催につきましては裏面に記載のとおりであり、説明を省略させていただきます。

以上で議会報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、例月出納検査報告を聞きます。

木村代表監査委員。

○代表監査委員（木村幸一） 例月出納検査の結果についてご報告申し上げます。

令和5年度会計2月分については3月14日に、同じく3月分については4月12日に、同じく4月分については5月14日に、同じく5月分については6月18日に、令和6年度会計4月分については5月14日に、同じく5月分については6月18日にそれぞれ実施しており、地方自治法第235条の2第3項の規定により議長宛てに報告しております。写しがお手元に配付されていると存じますが、一般会計並びに国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水事業特別会計について関係諸帳簿、証憑書類並びに現金、預貯金を照合し、いずれも適正に執行されており、相違ないことを確認いたしました。

なお、各計数につきましては調書のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、町長より行政報告を聞きます。

白川町長。

○町長（白川久純） おはようございます。それでは、私のほうから雨竜町行政報告書、お手元に配付済みかと思いますが、これに沿って報告をさせていただきます。今回の報告は、令和6年3月6日から令和6年6月19日までの間のものがございます。

まず、1番目、一部事務組合議会の開催について。空知中部広域連合議会第1回臨時会が5月7日、奈井江町で開催されております。私のほか竹ヶ原、野村各議員が出席されております。議案につきましては、旅費の一部改正と事務責任者を選任するという内容でございまして、提案された内容につきましては全て承認されたところでございます。

2番目、建設工事等の契約についてでございます。令和6年度農業集落排水施設整

備事業満寿地区機器類整備工事についての契約でございます。契約の相手方につきましては、株式会社クリタスと6月19日に仮契約を行ってございます。契約の金額は1億3,310万円。期間につきましては、令和6年6月20日から令和7年2月14日までとなっております。本件につきましては、議案第25号に契約議決の提案をさせていただいておりますことを併せて報告し、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

3番目、その他、(1)、ふるさと寄附金でございます。3月1日から5月31日までの間の寄附者は東京都にお住まいの方、ほか786名でございます。寄附金額2,200万9,200円、道内137件、道外650件、計787件でございます。前年の同期、同じ時期と比べますと寄附者の合計で138名の減、寄附金額で384万8,800円の減、寄附者の内訳で道内の方が6名の増、道外の方が144名の減、合計で138名の減となったところでございます。

その真ん中の段、令和5年度の総額1億4,998万4,200円となっております。この金額は、令和4年度の総額と比べまして4,546万1,800円の減となったところでございます。23.3%の減でございます。寄附者の内訳、道内の方が591件、これは令和4年度の総額と比べまして165件の減、21.8%の減となったところでございます。道外の寄附者の方が1,961件の減、36.8%の減となっております。総体では3,973件、これは前年度と比較しますと2,126件の減、約35%の減となったところでございます。

令和6年度の総額、これは4月1日から現在までの数字であります。1,393万2,700円、道内が100件、道外が427件、合計で527件でございます。昨年と同じ時期の4月から現在までの5月31日までと比べますと、金額で26.1%の減、件数で16.6%の減という状況になってございます。

(2)、雨竜町桂の沢地域森林整備推進協定の締結についてでございます。令和6年4月22日に空知森林管理署北空知支署と協定を結んでございます。内容につきましては、民有林と国有林の双方にとって合理的な路網整備や森林整備の作業の効率化が図られるということであり。ここで言います民有林は、桂の沢町有林でございます。具体的には既存施設を無償で利用できる、双方の土地に作業道、路網をつける

ことによって無償でお互いに利用ができる。路網、それから土場の共同利用による施設の経費の縮減というところがございます。もう一つが共同出荷、入札による有利販売が期待できる。さらには、新たな森林施業技術の普及などソフト的な取組の実施。国有林が持つ地権を有効活用できるというような形でございます。この件に関しましては、空知森林管理署北空知支署管内では初めての整備協定でございます。道内は既に20例があるというふうに伺っております。

その他のその他でございますけれども、まず1つ目にはヒグマの被害の関係でございます。既に報道等、それから行政常任委員会でも報告をさせていただいておりますが、6月3日に空知総合振興局の職員がヒグマの被害に遭われたということでございます。心からお見舞いを申し上げたいと思います。この件に関しまして北海道環境生活部長通知でヒグマ注意報が6月3日付で発出されております。これは、北海道ヒグマ注意報等発出実施要領に基づくものでございます。期間につきましては、6月3日から1か月を目安としているということでございます。地域に関しましては、雨竜町の字恵岱別牧岡地区ということでございます。

この注意報、先ほど申しました要領に基づいてということでございますが、人身被害が発生している。これが市街地付近であれば警報、今回のように市街地付近以外のところであれば注意報というふうになったところでございます。

続きまして、2番目、6月10日から11日にかけて農業農村整備の集いに出席してございます。令和6年春の農業農村整備の集いが東京都千代田区で開催されまして、私空知町村会推薦の北海道土地改良事業団体連合会空知支部の理事として出席をさせていただいております。この集いでは農地を守り、地方をつくる予算の確保に向けて土地改良事業の計画的な推進のために必要な予算を安定的に確保すること。食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえ、土地改良法や関連する支援制度の充実を図ることなど要請文が提案され、満場一致で採決されたところでございます。引き続き、大会終了後この要請文を基に各連合会ごと道内選出国會議員各事務所、与党本部、それから個別に今度は北海道土地連の空知支部としても要請活動を行ったところでございます。本町では国営の緊急農地再編整備事業のほかにかんがい排水事業、2つの工事が進められておりまして、ほかにも道営土地改良事業が進められているところでござ

ございます。国営事業につきましては、工事が最終盤というところでございますけれども、引き続き国営、道営に限らず予算の確保に向けて一体となって予算確保に向けて行動をしていきたいというふうに考えております。

また、土地改良事業の推進につきましては、今回の土地改良区の運営に影響が出る水田の畑地化促進、これらに関しましても現場の実情を踏まえた必要な支援、措置を講じるよう併せて要請活動を行ってきたところでございます。

6月17日、国営農地再編整備事業推進連絡協議会の行動でございます。こちらは国営農地の再編整備を行っている市町村長が協議会の構成員になっておりまして、こちらのほうでは監事という役割をいただいております。北海道段階、北海道開発局農業水産部長ほか、北海道庁におきましては農政部長ほかにも要請活動を行っているところです。こちらに関しましても令和7年度予算の確保に向けての行動でございます。午後からは北海道議会各会派に個別に要請に伺ったところであります。なお、この国営農地再編推進協議会につきましては、6月27、28日、中央要請行動を行う予定となっております。

最後に、6月18日、大きな雷が発生してございます。これによりまして西空知広域水道企業団のポンプ場に一部不具合が発生したという事例でございます。対象地区は川上地区でございます。道道の暑寒別雨竜停車場線と3丁目の交点に川上地区へ増圧するポンプ場がありますけれども、こちらのほうで一部6時30分過ぎに停電になったということの影響で不具合が生じたということで報告をいただいております。第1町内の3で2件、第3町内の2で2件、第3町内の3で14件、計18件に対しまして西空知広域水道企業団が給水袋で給水をしたということでございます。その後復旧をしたところでございます。さらに、洲本増圧ポンプ場、これは基線道路6丁目と7丁目の間にありますけれども、こちらのほうでも一部異常が発生している模様ということでありましたけれども、点検の結果すぐ回復したということでございます。18日の降り始めから雨の量は特に7時から8時の間が多かったわけでありましてけれども、12.5ミリということで雨量計が観測されております。雨の量は多くはなかったのですが、大きな雷が、大気が不安定で雷が発生したということでこういう事案が発生しております。今後も気象の変動等で様々な事象が発生することが考えら

れますので、それぞれ関係機関と連携を強めながら有事の際は走行できるような体制に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、教育長より教育行政報告を聞きます。

糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） 皆さん、おはようございます。今日は、中学3年生の皆さんは初めての議会傍聴となります。しっかりとこの雰囲気を感じ取っていただきまして、今後の勉強に役立てていただきたいなというふうに思っております。

それでは、教育行政報告を行います。今回は、令和6年3月6日から令和6年6月19日までの間のものであります。

1番目の令和5年度雨竜中学校卒業生の進路状況でございます。お手元に高校別、学科別、男女別の最終進路について記載してございます。男子10名、女子4名、合わせて14名全員が第1志望の高校へ進学しております。

次に、2番目、雨竜町立学校教職員の異動についてであります。まず、3月31日付の異動であります。雨竜町立雨竜小学校の教諭2名が退職しております。次に、4月1日、2日付の異動であります。転出から申し上げます。管理職では、雨竜町立雨竜中学校の研谷教頭が深川市立納内小学校へ異動となりました。小中学校の一般教諭、事務職員5名の異動先については記載のとおりであります。次に、転入であります。研谷教頭の後任に滝川市立江陵中学校主幹教諭の上坂互氏が昇任教頭として赴任しております。小学校、中学校の一般教諭、事務職員、期限付教諭は記載のとおりであります。なお、雨竜中学校の教諭が2名増となっておりますが、これは特別支援学級増によるものであります。

次に、3番目の雨竜町立学校学校運営協議会委員の委嘱についてであります。平成30年度のコミュニティ・スクール制度の導入に伴いまして、雨竜町立学校学校運営協議会を設置してございます。運営協議会委員の任期満了に伴い再任、新任15名全員に委嘱をしております。氏名及び任期につきましては、記載のとおりであります。

4番目、雨竜町スポーツ少年団活動の結果についてであります。5月19日、第44回全日本バレーボール小学生北北海道大会深川ブロック大会が開催されました。今

年度よりチーム名を雨竜暑寒ブレイズからアルテミス雨竜に変更し、大会に出場してございます。砂川、それから沼田のチームを破り見事優勝し、7月に釧路市で開催されます北海道大会への出場権を獲得しております。

5番目の雨竜中学校部活動の結果についてであります。中体連の陸上大会です。6月8日、北空知中学校陸上競技大会が岩見沢市で開催されました。男子800メートルに岡村怜皇さん、女子800メートルに南明華さんが出場しました。成績は記載のとおりであります。次に、野球部です。3月24日、文部科学大臣杯第15回全日本少年春季軟式野球大会ENEOSトーナメントが静岡県で開催され、北空知の町立学校、北竜、沼田、秩父別、妹背牛、雨竜の5校の合同チーム、北空知連合チームで出場しました。惜しくも1回戦で敗退しております。6月8日、9日の2日間、第41回全日本少年軟式野球大会北空知支部大会が芦別市で開催され、北空知連合として北空知連合チームにて出場し、初戦から決勝戦まで3試合とも勝利いたしまして、7月に根室管内で開催されます北海道大会への出場権を獲得しました。女子バレーボール部です。5月4日、5日の2日間、第44回北海道中学生バレーボール選抜優勝大会が芦別市で開催され、雨竜中学校、沼田中学校の合同チームで出場し、決勝トーナメントの1回戦で敗退してございます。5月11日、深川地区春季大会兼第38回雨竜町商工会長杯バレーボール大会が雨竜町で開催され、雨竜中、沼田中のAチームとBチームがそれぞれAブロックとBブロックに分かれて出場し、ともに準優勝してございます。6月8日、北空知中学校バレーボール大会深川市長杯が北竜町で開催され、雨竜中学校、沼田中学校の合同チームで出場し、優勝しております。

以上で教育行政報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 続いて、行政常任委員会から所管事務調査報告を聞きます。

行政常任委員会委員長、吉見拓也議員。

○行政常任委員会委員長（吉見拓也） 行政常任委員会所管事務調査報告を行います。

お手元に配付されております調査報告書を御覧ください。日時につきましては、令和6年6月4日及び5日。

出席者につきましては、記載のとおりとなっております。

調査結果、学校法人田中学園との連携事業について。本町と学校法人田中学園とは、

令和3年に包括的連携協定を締結し、令和4年より協定に関わる相互連携事業、雨竜町・田中学園こども未来プロジェクトによる相互交流が行われて本年で3年目となる。雨竜町・田中学園こども未来プロジェクトでは、田中学園からの授業用オリジナルコンテンツの提供、田中学園地域交流担当教員が雨竜小学校へ定期的に派遣され行うイマージョン教育の実践、双方児童の交流が行われているほか、雨竜町の地域資源を活用した学習活動や田中学園の給食におけるうりゅう米を採用した食育活動を進めている。

児童数が年々減少している小規模校の本町の子供たちにとって、多くの子供たちが在籍する田中学園との交流は大変貴重な機会であるとともに、本校で進めているイマージョン教育による英語を使用した他の教科を学ぶ教育方法は、子供たちの外国語への興味を高めるとともに、環境や文化に触れながら英語が自然に身につくことが期待される。また、田中学園の子供たちとの本町での交流は、田植体験や稲刈り体験といった本町の基幹産業である農業への理解につながるとともに、農業を体験したことがない子供たちに既に体験している本町の子供たちが交流を通して相手に伝え教える力を発揮する大変有意義な経験となっている。

今後も連携協定に基づきこれまで同様相互交流を行い、本町の子供たちがさらに主体的に活動できる事業内容を検討し、子供たちがこれからも生き生きと充実した学校生活を送られるよう取り計らいたい。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 以上で諸報告を終了します。

◎一般質問

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号4、一般質問を行います。

質問者は内容を簡潔明瞭に質問され、答弁者も簡潔に答弁願います。

質問順1番、修学旅行費支援の拡充を。

1番、吉見拓也議員。

○1番（吉見拓也） 1番、吉見です。修学旅行費支援の拡充をということで質問させていただきます。

本町では保護者の負担軽減のため、修学旅行費の支援事業を平成28年より行っているところであります。義務教育中においては小学校と中学校の2回行われる行事であり、それぞれ児童生徒にとってもとても楽しみにしているところであります。修学旅行費の支援においては、旅費に関わるおおむね4割程度の助成を上限額を設けた中で行っているところでありますが、事業が開始し、9年が経過した中で当時とは違い燃料費や人件費、働き方改革等の社会情勢の変化により旅費自体も増額している傾向にあり、保護者の負担も大きくなっております。今後も旅費が増えていく中で事業の見直しを考える必要があると考えますが、教育長の考えを伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） ただいま修学旅行の旅費の支援拡充をということでご質問いただきました。

まず最初に、修学旅行の位置づけについてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。修学旅行は単なる観光旅行ではなく、学習指導要領に定める特別活動の中で学校行事に位置づけられております。その教育的意義は大きく、参加する児童生徒の皆さんにとって最も強い印象として残る価値のある教育的体験活動であるのではないかなというふうに思っております。

そして、助成事業についてであります。現在本町では町立学校の児童生徒に対して修学旅行費のおおむね4割の助成を行っております。小学生で1万円、中学生で2万5,000円を限度としているところであります。中学生の修学旅行を例に申し上げますと、かつての行き先は道南及び東北地方でありましたが、平成23年3月に発生しました東日本大震災の影響によりまして一時行き先を道南方面に変更した経緯があります。その後行き先を関東方面に変更し、コロナ禍で都市部での感染の影響が大きかった令和2年から4年までの間は道南方面に戻したこともありますが、令和5年以降はまた関東方面への旅行となっております。教育委員会といたしましては、極力経費を抑えた中で修学旅行を持続させたいというふうに考えております。児童生徒数の減少が1人当たりの単価を上げる要因の一つにも考えられることから、今後は他校との一部連携が可能か否かなど様々な選択肢を本町の学校と検討し、模索してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（竹ヶ原利明） 吉見拓也議員。

○1番（吉見拓也） 修学旅行の意義、または経費を削減しながら検討して修学旅行を維持していくということは理解しました。ですが、現在は限度額を設けた中でおおむね4割程度の支援ということで進んでおります。当時の支援の考え方は私も理解しておりますが、物価高騰などによる保護者への負担が増えることにおいては、そのときの時代に合った支援の拡充や事業の見直しが必要と考えます。現在設けている限度額の見直しや、限度額自体をなくす必要もあると考えます。今後も修学旅行費が増大する中で、保護者の負担を軽減するためにも支援の拡充をする必要があると考えますが、そのようなことは考えていないのか再度教育長に伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） ただいま再質問で限度額の見直し、限度額を撤廃する考えはないかというお話でございます。現在の社会情勢を鑑みますと、物価の上昇をはじめ人や物の数が足りないなど、8年前の平成28年に交付金制度を設立しまして、その当時とは大きくさま変わりをしていることは認識しております。先ほど冒頭でも修学旅行の教育的意義は大きいことは申し上げましたが、本町では修学旅行費助成を含め他の教育関係費用に関わる保護者負担等についていろいろと議論を交わした経過もございます。これらの事業の見直しにつきましては、まちづくり全般に関わることでもございます。今後町長部局とも情報を共有し、進めていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（竹ヶ原利明） 吉見拓也議員。

○1番（吉見拓也） 今言われましたように、過去にいろいろと議論した経緯ということは私も理解しております。また、言われましたように事業の見直しについてはまちづくり全般に関わるとのことですが、修学旅行費に係る経費負担増については保護者負担も大きく、喫緊の課題でもあり、優先されるものの一つと考えますので、先ほども言われましたようにまちづくりの全般を担う町長ともぜひ十分協議していただき、早期の助成拡充を取り進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） 繰り返しになりますが、修学旅行費につきましては極力経費の節減を模索しながら進めてまいりたいと考えております。また、併せて修学旅行費用保護者負担額の軽減については町長部局と情報を共有し、進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 質問順2番、部活動の地域移行について。

2番、佐々木徹議員。

○2番（佐々木 徹） 2番、佐々木です。部活動の地域移行について質問いたします。

現在国では学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、推進計画の策定等により休日の部活動の段階的な地域移行を進めることとしており、北海道においても部活動の地域移行を進めることとしています。市町村においては、教育委員会等が中心となって部活動の地域移行の仕組みをつくっていくこととなりますが、本町の考え方はどうなのか教育長に伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） ただいま佐々木議員のほうから部活動の地域移行についてということでご質問がありました。

中学校部活動の地域移行に向けた町の考え方と現状についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり国のガイドラインに基づき北海道でも部活動の地域移行を推進することになっております。本町においてもその背景となっている少子化による単独校でのチーム編成がなかなかできない状況でありまして、また教職員の働き方改革などの問題も相まって現在教育行政圏域である北空知圏域1市5町が共通の課題として捉え、北空知圏の振興協議会教育部会で地域移行に向けた取組を行うこととしております。また、現状といたしましては、既に単独チームで編成が組めない部活動もありまして、雨竜の場合は野球部は、先ほどの教育行政でも報告しましたがけれども、北空知5町が北空知連合というチームで編成をしておりますし、また女子バレーボールについても

雨竜中と沼田中の2校による合同チームで現在は活動しております。なお、ソフトテニス部と吹奏楽につきましては現在単独での活動しております。

以上であります。

○議長（竹ヶ原利明） 佐々木徹議員。

○2番（佐々木 徹） ただいまの答弁で北空知の教育部会でこの問題に取り組むとのことでしたが、少子化や働き方の問題だけではなく、保護者のニーズや地域での受皿も多様化し、対応できるもの、できないものいろいろあると思いますが、その取組内容はどのようなものなのか再度伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） 教育部会では、この問題に取り組むに当たりまして中学生及び保護者のみならず中学校の教職員や小学3年生以上の児童及びその保護者に対してアンケート調査を実施し、今後は市町村ごとに立ち上げる部活動の地域移行推進協議会、さらには北空知圏の全体の推進協議会において部活動の地域移行に向けた検討、協議を進めることとなっております。また、各市町の推進協議会では教育関係者だけではなく保護者やスポーツ団体、また文化団体等の各関係者で構成し、検討を進めていることとしております。

以上でございます。

○議長（竹ヶ原利明） 佐々木徹議員。

○2番（佐々木 徹） 取り進め方は理解しました。北空知の各中学校では、雨竜の部活にないものも多くあると思われれます。自分のやりたい部活動があれば、他の学校に行って部活をすることも考えられます。責任感や連帯感を涵養し、人間関係の構築を図ったりなど、部活動の意義なども十分考慮し、あらゆる可能性を探りながら今後検討していただきたいと思えます。

○議長（竹ヶ原利明） 糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） 部活動に対するニーズも多様化していることは理解しておりますし、団体競技等で各中学校、また各市や町での単独で継続することが困難になってきているのが現状でございます。教育委員会といたしましては、学校を含めた地域全体で子供たちの多様なスポーツ、それから文化芸術活動の体験機会を確保すること

が必要であるというふうに考えております。いずれにいたしましても、時代の変化を踏まえた中で推進協議会で部活動の在り方等の協議を進め、北空知圏各市町と歩調を合わせながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、理解をお願いいたしたいなというふうに思っております。

雨竜にない部活動、北空知で違う中学校に行っても例えば部活動もやりたいということであれば、その分についてもしっかりと教育委員会としては考えてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（竹ヶ原利明） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

◎議案第20号

○議長（竹ヶ原利明） 日程第5、議案第20号 専決処分した事件の承認について「令和5年度雨竜町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第20号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

裏面に続きます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度雨竜町一般会計補正予算（第9号）について下記のように専決処分する。

令和6年3月29日、雨竜町長、白川久純。

記といたしまして、令和5年度雨竜町一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度雨竜町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,263万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,947万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の補正、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

お手元に一般会計補正予算、令和6年3月29日付、第9号があると思いますので、そちらをお開きください。

1 ページ目、2 ページ目でございますが、第1表、歳入歳出予算の補正ということで補正額歳入歳出ともに2,263万2,000円を追加いたしまして、42億1,947万6,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明をいたします。9 ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費、補正額2,240万円を追加いたしまして、3億7,275万8,000円とするものでございます。14 節工事請負費で2,760万円の減額と。これにつきましては、ふれあいセンターの関係工事の執行残という形になってございます。24 節積立金で5,000万円、減債基金への積立てを行うものでございます。

8 目企画費、これにつきましては財源振替でなっております。この財源振替につきましては、バス路線の支援事業の部分で補助金を充当する予定でございますが、一般財源への振替を行ったものでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、財源振替となっております。

その下、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費につきましても財源振替となっております。

10 ページ目、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、補正額 23 万 2,000 円を追加し、1 億 3,336 万 8,000 円とするものでございます。27 節繰出金で 23 万 2,000 円の増、後期高齢者医療の特別会計繰出金の増となっておりますが、これは後期高齢者医療の保険料の負担金精算分を繰り出すものでございます。

その下、6 款農林水産業費の 1 項農業費、2 目農業振興費、その下、7 款 1 項商工費、1 目商工振興費、その下 10 款教育費、1 項教育総務費、3 目学校管理費、それぞれ財源振替を行うものでございます。

歳入に移ります。7 ページをお開きください。2 款地方譲与税、2 項 1 目自動車重量譲与税、補正額 120 万 9,000 円を追加し、2,820 万 9,000 円とするものでございます。1 節自動車重量譲与税の増として 120 万 9,000 円を増額するものでございます。

7 款 1 項 1 目地方消費税交付金、補正額 1,343 万 7,000 円を追加し、6,343 万 7,000 円とするものでございます。1 節地方消費税交付金の増額といたしまして、1,343 万 7,000 円を増額するものでございます。

10 款 1 項 1 目地方交付税、補正額 1,383 万 3,000 円を追加し、17 億 8,380 万 8,000 円とするものでございます。1 節地方交付税で 1,383 万 3,000 円は特別交付税の増となるものでございます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、6 目総務費国庫補助金、補正額 2,916 万 5,000 円を追加し、8,366 万 5,000 円とするものでございます。1 節総務費補助金で 2,916 万 5,000 円、地方創生臨時交付金の増でございますが、これは国の補助といたしましてコロナ、それから物価高騰分の補助となっているところでございます。

次のページに移ります。18 款 1 項 1 目繰入金、補正額 501 万 2,000 円を減額いたしまして、1 億 8,523 万 9,000 円とするものでございます。1 節基金繰入金で 501 万 2,000 円の減につきましては、財政調整基金繰入金の減となっておりますが、これによりまして令和 5 年度の財政調整基金からの繰入れはゼロという形になるところでございます。

21款1項町債、1目総務債、補正額3,000万円を減額いたしまして、3億2,940万円とするものでございます。3節ふれあいセンター整備事業債3,000万円の減額となつてございまして、ふれあいセンター工事に係る執行残が生じるため起債借入れを減ずるものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正でございます。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、ふれあいセンター関係工事費で3億666万円予定してございました。これにつきましては、今回の9号補正の中で執行残として2,760万円を減額してございます。さらに、5年度中の前払いといたしまして8,000万円を支払ってございます。その残りで1億9,900万円、これを補正後の額にするものでございます。

4ページ目をお開きください。第3表、地方債補正でございます。起債の部分につきましては、総務債、ふれあいセンター整備事業債、限度額の変更となつてございます。限度額3億400万円を3,000万円減額いたしまして、2億7,400万円に変更するものとなつているところでございます。

以上で議案第20号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願ひします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は、項目が少ないので、歳入歳出とも款ごとに行うこととします。

まず、歳出から行います。9ページをお開きください。2款総務費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 3款民生費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 10ページ、4款衛生費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 6款農林水産業費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 7 款商工費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 10 款教育費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。7 ページを御覧ください。2 款地方譲与税について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 7 款地方消費税交付金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 10 款地方交付税について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 14 款国庫支出金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 8 ページ、18 款繰入金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 21 款町債について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳入の質疑を終わります。

次に、3 ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 次に、4 ページをお開きください。第3表、地方債補正について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第20号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 専決処分した事件の承認について(令和5年度雨竜町一般会計補正予算(第9号))は、報告のとおり承認されました。

◎議案第21号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号6、議案第21号 専決処分した事件の承認について「令和5年度雨竜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) ただいま上程いただきました議案第21号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

裏面でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度雨竜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について下記のように専決処分する。

令和6年3月29日、雨竜町長、白川久純。

記といたしまして、令和5年度雨竜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度雨竜町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23

万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,640万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

お手元に3月29日付の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の予算書があるかと思しますので、そちらを御覧ください。

1 ページ目、2 ページ目でございますが、第1表、歳入歳出予算補正ということで補正額23万2,000円を追加いたしまして、4,640万6,000円とするものでございます。

歳出のほうの説明に移ります。6 ページをお開きください。2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額23万2,000円を追加いたしまして、4,539万3,000円とするものでございます。1 8 節負担金補助及び交付金で23万2,000円、後期高齢者医療保険料負担金の増と保険料負担金精算による増額となっているところでございます。

歳入でございます。5 ページ目、4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、補正額23万2,000円を追加し、334万9,000円とするものでございます。1 節事務費繰入金で23万2,000円、現年度保険料精算金ということで一般会計より保険料精算による繰入れを行うものでございます。

以上で議案第21号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は、項目が少ないので、歳入歳出ともに款ごとに行うこととします。

まず、歳出から行います。6 ページをお開きください。2 款後期高齢者医療広域連合納付金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。5 ページを御覧ください。4 款繰入金について質疑

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 以上で歳入の質疑を終わります。

それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第21号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 専決処分した事件の承認について(令和5年度雨竜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))は、報告のとおり承認されました。

◎議案第22号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号7、議案第22号 専決処分した事件の承認について「雨竜町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) ただいま上程いただきました議案第22号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

説明といたしまして、地方税法等の改正に伴いまして雨竜町税条例の一部を改正するものでございます。

裏面に移ります。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、雨竜町

税条例の一部を改正する条例の制定について下記のように専決処分する。

令和6年3月29日、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 先名出納室長。

○出納室長（先名輝彦） 記としまして、雨竜町税条例の一部を改正する条例。

雨竜町税条例の一部を別紙のように改正する。

議案第22号につきましては、改正内容の新旧対照表を1ページから24ページ、また附則としまして24ページ中ほどから施行期日と経過措置を議案にお示ししております。

今回の改正につきましては、国の地方税法等の一部を改正する法律、さらには関係政令及び関係省令の一部改正が行われることに伴い、雨竜町税条例を改正するものがあります。

主な改正内容としましては、本年1月に石川県で発生した能登半島地震において被害に遭われた方々の雑損控除等を令和6年度の住民税に適用可能とするもので、被災された方々が本町に転入される可能性もあることから改正を行うものです。また、国の経済対策により令和6年度分の個人住民税所得割額において特別定額控除、いわゆる定額減税を行うことから、そのために必要な改正を行うものです。改正の内容としましては、本人、配偶者を含む扶養親族1名につき1万円の定額減税を行う内容となります。さらには、土地に係る固定資産税の負担調整措置に係るものです。現行の負担調整措置等の適用期限は令和5年度までとされていますが、適用期限を令和6年度から令和8年度までの3年間延長するというものであります。

以上が今回主な雨竜町税条例改正における内容となります。本日机上に配付をしております議案第22号資料を御覧いただきたいと思っております。資料により改正概要について説明をいたします。

個人住民税の関係では、1つ目としまして公益信託の見直しに係る所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備。2つ目といたしまして、職権による減免を可能とする規定の追加。3つ目としまして、能登半島地震災害に係る雑損控除等特例の新設等。4つ目としまして、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設等。5

つ目としまして、規定の削除。これら5項目でございます。

固定資産税の関係では、1つ目としまして職権による減免を可能とする規定の追加。2つ目といたしまして、認定長期優良住宅に係る特例の適用に関する規定の新設。3つ目としまして、土地に係る負担調整措置等の期間延長。4つ目といたしまして、法律改正に伴うもの。以上の4項目でございます。

その他の関係では、特別土地保有税の減免に関して職権による減免を可能とする規定の追加の1項目でございます。

以上の内容につきまして、雨竜町税条例第34条の7から第139条の3、さらには附則第5条の2から附則第20条の3までの該当する条項を新設、追加、削除等の改正を行い、条例を整備するものでございます。

議案に戻っていただきまして、24ページを御覧いただきたいと思います。附則についての説明でございます。附則第1条、施行期日、この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するとしておりまして、第56条の改正規定は令和7年4月1日、第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定及び公益信託に関する法律においては、施行の日の属する年の翌年1月1日に施行すること。

また、附則第2条においては、固定資産税に関して今回改正による経過措置についてうたっております。

以上、議案第22号 専決処分した事件の承認について（雨竜町税条例の一部を改正する条例の制定について）の説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第22号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 専決処分した事件の承認について(雨竜町税条例の一部を改正する条例の制定について)は、報告のとおり承認されました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時30分

○議長(竹ヶ原利明) 休憩を解き会議を再開します。

◎議事日程の追加について

○議長(竹ヶ原利明) 休憩中に議会運営委員会を開催し、日程の追加及び議案について協議が行われていますので、その内容について委員長、沖田浩一議員より説明いたします。

沖田浩一議員。

○議会運営委員会委員長(沖田浩一) 本日休憩中に議会運営委員会を開き、協議をしておりますので、その内容について報告いたします。

本日の議事日程に条例の制定1件を追加することといたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(竹ヶ原利明) ただいまの議事日程の追加の件について局長より説明させます。

局長。

○事務局長(小宮山めぐみ) お手元に配付しました議事日程(第1号の2)を御覧ください。

議事日程第1号、日程番号28に続き、議事日程第1号の2といたしまして、日程番号29、議案第34号、条例の制定1件。以上を本日の議題に追加するものです。

なお、議件名は記載のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） ただいま局長に説明させましたとおり議事日程を追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、ただいま局長に説明させたとおりの議事日程を追加することに決しました。

◎議案第23号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号8、議案第23号 専決処分した事件の承認について「雨竜町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第23号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

説明といたしまして、個人番号の独自利用に伴い、雨竜町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正するもの。

裏面に移ります。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、雨竜町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について下記のように専決処分する。

令和6年3月29日、雨竜町長、白川久純。

説明につきましては、担当課より説明いたします。

○議長（竹ヶ原利明） 高瀬住民課長。

○住民課長（高瀬則道） 記、雨竜町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の

助成に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を別紙のように改正する。

次のページを御覧ください。新旧対照表であります。第2条及び第5条につきましては、文言を修正するものであります。

第3条につきましては、助成対象者の住所要件を追加するものであります。

次のページを御覧ください。第9条第2号につきましては、届出要件を追加するもので、その下につきましては号を繰り下げるものでございます。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願いたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第23号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 専決処分した事件の承認について（雨竜町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、報告のとおり承認されました。

◎議案第24号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号9、議案第24号 専決処分した事件の承認について「雨竜町乳幼児、児童及び生徒医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の

制定について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第24号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

説明といたしまして、個人番号の独自利用に伴い、雨竜町乳幼児、児童及び生徒医療費の助成に関する条例の一部を改正するもの。

裏面に移ります。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、雨竜町乳幼児、児童及び生徒医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について下記のように専決処分する。

令和6年3月29日、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 高瀬住民課長。

○住民課長（高瀬則道） 記、雨竜町乳幼児、児童及び生徒医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町乳幼児、児童及び生徒医療費の助成に関する条例の一部を別紙のように改正する。

次のページの新旧対照表を御覧ください。第2条第3号、キとして定義に関係法律を追加するものであります。

以下、同条第7号、第3条、次のページに行きまして第6条につきましては文言を修正するものでございます。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第24号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 専決処分した事件の承認について(雨竜町乳幼児、児童及び生徒医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について)は、報告のとおり承認されました。

◎議案第25号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号10、議案第25号 令和6年度農業集落排水施設整備事業満寿地区機器類整備工事の請負契約についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) ただいま上程いただきました議案第25号 令和6年度農業集落排水施設整備事業満寿地区機器類整備工事の請負契約について。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和6年度農業集落排水施設整備事業満寿地区機器類整備工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長(竹ヶ原利明) 安田総務課長。

○総務課長(安田尚之) 記、1、契約の目的、令和6年度農業集落排水施設整備事業満寿地区機器類整備工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、1億3,310万円。

4、契約の相手方、東京都豊島区南池袋1丁目11番22号、株式会社クリタス代表取締役、鎌田裕久。

裏面を御覧いただきたいと思います。見積提出日、令和6年6月19日。

工事概要につきましては下段に書いてございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。汚泥脱水機設置及びベルトコンベア製作設置とするもので、工期につきましては令和7年2月14日でございます。

摘要欄を御覧ください。落札業者、株式会社クリタス。落札金額、1億2,100万円。消費税、1,210万円。契約金額、1億3,310万円。落札率、99.9%となっております。

以上、議案第25号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第25号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 令和6年度農業集落排水施設整備事業満寿地区機器類整備工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号11、議案第26号 令和6年度雨竜町一般会計補

正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第26号 令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度雨竜町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,572万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,403万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

別冊で6月20日付、一般会計補正予算（第1号）を御覧いただきたいと思えます。

まず、第1ページ目、2ページ目、第1表、歳入歳出予算の補正でございますが、補正額歳入歳出ともに4,572万2,000円を追加いたしまして、39億8,403万2,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明をいたします。7ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額208万8,000円を追加し、2,252万5,000円とするものでございます。2節給料で184万8,000円、3節職員手当で24万円組んでございます。中身につきましては、雨竜町史の資料編さん業務に係る会計年度任用職員の1名分の増となっております。

8目企画費、補正額100万円を追加いたしまして、2億7,306万6,000円とするものでございます。先に11節役務費の90万円のほうから説明いたしますけれども、広告料としまして内容的には中空知、これ滝川、砂川、歌志内、新十津川、奈井江、ここの毎月20日に全戸配布されておりますフリーペーパー、「SORA」という雑誌でございますけれども、そちらのほうに年3回雨竜町の定住、移住に係る

広告掲載を実施するものでございます。その上の10節需用費につきましては、この広告掲載そのものをチラシとして使用いたしまして、各行事等に使うものということで1,000枚用意しているものでございます。

その下、2項徴税費、1目税務総務費、補正額2,607万2,000円を追加いたしまして、3,425万5,000円とするものでございます。先に19節の扶助費から説明いたしますけれども、2,300万円、低所得者支援・定額減税補足給付金となっております。定額減税の給付分でございます。現在の推計値ということで予算を組んでございます。課税世帯の調整給付で125世帯、住民税の均等割のみの課税世帯で65世帯、住民税の非課税世帯で25世帯、こども加算で8人分、そして所得税の調整給付で370世帯分を推定値として予算を組んでいるものでございます。その上、11節役務費17万円、12節委託料160万2,000円につきましては、この業務に係る関連経費となっております。その下、22節償還金利子及び割引料130万円、町税過年度分の精算還付金の増となっておりますが、これにつきましては予定納税されました法人税に係る還付金という形になってございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額140万円を追加いたしまして、2,773万5,000円とするものでございます。12節委託料で140万円、児童手当システム改修委託料となっておりますけれども、これにつきましてはこども未来戦略に基づいて児童手当改正に伴うシステム改修経費となっております。児童手当の内容といたしましては所得制限の撤廃、それから高校生年代までの給付拡大、多子加算としての第3子以降3万円給付、これらが予定されているものでございまして、これに関する支給分、これは今年の6年10月からということで支給開始になりますので、これに関わる関連経費につきましては9月の補正で予算化を考えているものでございます。

次のページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額746万8,000円を追加いたしまして、4,140万6,000円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金で746万8,000円、新型コロナワクチン予防接種費用助成金となっております。内容といたしましては、65歳以上予定者550名、うちこの中には60歳から64歳までの重度疾患患者を含むという形になって

ございます。そのほか65歳以上の生活保護者10名分、これを予算化しているものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、補正額426万8,000円を追加いたしまして、3億1,024万3,000円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金で407万9,000円、農地利用効率化等支援交付金となっておりますが、内容といたしましては農業機械補助、これ1経営体分でございますけれども、補助率10分の3以内の事業補助金となっております。22節償還金利子及び割引料18万9,000円を組んでございます。過年度多面的機能支払事業の補助金の返還金、これにつきましては国営事業により対象面積が6.3ヘクタール減少したことによります補助金の返還分となっております。

5目農業総合管理センター費、補正額40万5,000円を追加いたしまして、529万9,000円とするものでございます。14節工事請負費で40万5,000円、土壌分析室の暖房機取替えということで、現有15年経過してございまして、故障により1台交換するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、3目学校管理費、補正額243万8,000円を追加いたしまして、9,852万3,000円とするものでございます。7節報償費で20万7,000円、部活動地域移行推進協議会委員報償費となっております。これにつきましては、部活動地域移行に伴います雨竜町の推進協議会委員の報償費ということで予算化しているものでございます。10節需用費135万2,000円、学校修繕費の増。中身的には、小中学校のパネル暖房機の修繕、これが60万2,000円、そして同じく小中学校の自転車置場の屋根の修繕で雪害によるものでございますが、75万円という形になってございます。12節委託料87万9,000円、暖房機器点検業務委託料、小中学校のパネル暖房機の点検業務71台ございますが、これの点検となっております。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額16万1,000円を追加いたしまして、586万4,000円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金で16万1,000円、スポーツ少年団の活動交付金の増となっております。中身的には、雨竜町バレーボールスポーツ少年団、今年4月から暑寒ブレイズからアルテ

ミス雨竜と改名してございますけれども、教育行政報告にございましたように5月19日、深川市で開催されました第44回全日本バレーボール小学生大会の深川ブロック大会で優勝いたしまして、7月5、6、釧路市で開催される全道大会へ深川ブロック代表として参加する遠征費でございます。選手につきましては10人おりまして、そのうち雨竜小学校5年生、小学校4年生、小学校3年生各1名、3名おります。あと、指導者3名分の経費という形になってございます。

2目スポーツセンター管理費、補正額6万8,000円を追加し、2,136万9,000円とするものです。10節需用費で6万8,000円、これにつきましては改善センターテニスコートの強風による破損で修繕をするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額35万4,000円を追加し、4億6,778万1,000円とするものでございます。4節共済費で会計年度任用職員1名採用による関連経費となっております。

続きまして、歳入のほうに移ります。6ページをお開きください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額130万円を追加し、312万5,000円とするものでございます。2節児童福祉費補助金で130万円、子ども・子育て支援事業補助金となっておりますが、児童手当制度の改正に伴う給付システム改修補助の分でございます。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、補正額407万9,000円を追加し、2億7,334万1,000円とするものでございます。1節農業費補助金で407万9,000円、農地利用効率化等支援交付金、農業機械融資支援事業に伴う間接補助となっております。

18款1項1目繰入金、補正額3,494万4,000円を追加し、3億7,341万6,000円とするものでございます。1節基金繰入金で3,494万4,000円、財政調整基金繰入金の増と、支出財源として財政調整基金より繰入れするものでございます。

20款諸収入、5項1目雑入、補正額539万9,000円を追加いたしまして、1,132万円とするものでございます。1節雑入で539万9,000円、多面的機能支払事業の過年度還付金で25万1,000円、そして土地開発公社広告料負担

金50万円、これは定住、移住に関わる広告料として2分の1を土地開発公社より負担してもらうというものでございます。

その下、新型コロナワクチンの接種補助金で464万8,000円。国からのコロナ接種に関わる助成金として8,300円掛ける560人分。内訳といたしまして、接種に係る費用につきましては、1万5,300円かかります。このうち国のほうから8,300円、町のほうで5,000円持ち出し、個人は2,000円という内訳の中で事業を実施するものでございます。

続きまして、3ページでございますが、第2表、繰越明許費でございます。2款総務費、1項総務管理費、10目防災対策費で防災行政無線の整備事業といたしまして、1億9,800万円を繰越明許するものでございます。全額繰り越しまして、運用開始予定は令和7年7月に運用開始予定という形になっているところでございます。

以上で議案第26号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は予算書に従い、歳入は款ごとに、歳出は項ごとに行うこととします。

まず、歳出から行います。7ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費について質疑ありませんか。

7番、沖田浩一議員。

○7番（沖田浩一） 1目一般管理費の中の2節給料についてお伺いいたします。会計年度任用職員給料の増として184万8,000円が計上されておりますが、この内容についてお聞きいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） ただいまご質問のありました給料でございますが、雨竜町史の発行につきましては、平成2年に100年史、続編につきましては平成28年に発行はしてございます。内容といたしましては、トータルで125年の内容が掲載されているところでございますが、続編の発行以来、内容といたしましては10年以上の内容が空白となっているところでございます。この部分の整理につきまして早急に

対応するということが必要であると考えまして、今回補正予算として要求するものでございます。

○議長（竹ヶ原利明） 7番、沖田浩一議員。

○7番（沖田浩一） 続編発刊以降10年以上たっており、資料請求を早急に取り組まなければいけないということですが、会計任用職員の業務内容や雇用形態についてお伺いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 雇用の形態につきましては、責任を持った中である程度知識を有する専門性のある業務内容というふうに捉えてございます。そのため会計年度任用職員のフルタイムということで募集をかける予定でございまして、予定といたしましては令和6年8月より業務を行っていただきたいというふうに考えてございます。今回募集する職員につきましては、業務内容といたしまして過去10年間の資料整理、これを主に行っていただくこととなりますが、雇用期間という部分におきましては過去の資料編さんに要した時間を考えますと、令和6年、令和7年度ということである程度長期的な部分で考えていかなければならないかというふうに考えております。現時点で次の記念誌をいつ発行するのかという部分につきましては、例えば140年であるのか、150年であるのかということの具体的な内容まではまだ整ってございませんが、まずは現在空白となっている10年間の資料、この整理を早急に行いたいというものでございますことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 7番、沖田浩一議員。

○7番（沖田浩一） 早急に業務を遂行したいということではありますが、計画を持った中で目標を定める必要があると考えます。今後の具体的な内容を早急にまとめ、きちんと対応していただきたいと思います。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） ただいまご指摘がありました内容につきましては、今後の業務の中に生かしていきたいというふうに考えております。書類の整理につきましては、取りまとめが延びれば延びるほど整理に時間を要するということが考えられます

ので、まずは10年間の資料整理、この部分を集中して行わせていただきたいというふうに考えております。その書類整理以降どのようにまとめていくのか、記念誌をどのタイミングで発行するのかという部分もなるべく早い段階で目標を定めた中で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 2項徴税費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 7ページから8ページ、3款民生費、2項児童福祉費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 4款衛生費、1項保健衛生費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 6款農林水産業費、1項農業費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 9ページ、10款教育費、1項教育総務費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 5款保健体育費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 13款職員費、1項職員費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。6ページを御覧ください。14款国庫支出金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 15款道支出金について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 18款繰入金について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 20款諸収入について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 以上で歳入の質疑を終わります。

次に、3ページをお開きください。第2表、繰越明許費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第26号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 令和6年度雨竜町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号12、議案第27号 雨竜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) ただいま上程いただきました議案第27号 雨竜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ

いて。

雨竜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 高瀬住民課長。

○住民課長（高瀬則道） 記、雨竜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

雨竜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

説明、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

次のページ、新旧対照表を御覧ください。右側の改正案で、まず上の第7条の2、安全計画の策定等ということで利用者の安全確保を図るための安全計画に関する規定を追加するものであります。

その下、第10条につきましては設備及び人員基準を緩和するものであります。

第14条、次のページにかけまして感染症予防等の措置を明確化するものであります。

第29条、第31条、そして次のページになりますが、第44条と第47条につきましては職員の配置基準を見直すものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第27号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号 雨竜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号13、議案第28号 雨竜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) ただいま上程いただきました議案第28号 雨竜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長(竹ヶ原利明) 高瀬住民課長。

○住民課長(高瀬則道) 記、雨竜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

雨竜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

説明、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

次のページ、新旧対照表を御覧ください。まず、目次に第4章の雑則を追加するものであります。

その下、第15条では文言の修正であります。

次、第23条では電気通信回線を利用して閲覧に供する規定を追加するものであります。

その下に第4章の雑則を追加するというものでございます。

次のページ、第53条第1項につきましては、電磁的記録による記録提供作成等に関する規定を追加するものであり、第2項につきましては書面等の交付、提出に関する規定を追加するものであります。

次のページの第3項につきましては、電磁的記録媒体に記録する方法についての規定を追加するもので、第4項は記載事項を提供する方法についての規定を追加するものであり、第5項につきましては電磁的方法により提供を行うことができない規定を追加するものとなっております。

次のページの第6項につきましては、読替規定の追加であります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第28号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 雨竜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号 14、議案第 29 号 雨竜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第 29 号 雨竜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 20 日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 高瀬住民課長。

○住民課長（高瀬則道） 記、雨竜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

雨竜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

説明、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

次のページを御覧ください。右側の改正案の第 6 条の 2 として安全計画の策定ということで、ここでは利用者の安全確保を図るための安全計画に関する規定を追加するものであります。

その下、第 12 条の 2 につきましては、業務継続計画の策定等ということで、ここでは非常時の業務再開等に係る規定を追加するものであります。

次のページの第13条第2項におきましては、感染症予防等の措置を明確化するものであります。

その下、附則の改正につきましては、文言を修正するものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願いたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第29号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 雨竜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号15、議案第30号 雨竜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第30号 雨竜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 高瀬住民課長。

○住民課長（高瀬則道） 記、雨竜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

雨竜町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

説明、地方税法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

次のページを御覧ください。新旧対照表であります。第2条第3項及び第23条第1項につきましては、賦課限度額を22万円から24万円に改めるものであります。

第23条第1項第2号につきましては、軽減判定所得の基準額を29万円から29万5,000円に。

そして、次のページの第3号では53万5,000円から54万5,000円に基準額を改めるものであります。

附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

適用区分、第2条、改正後の雨竜町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第30号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 雨竜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号16、議案第31号 雨竜町新規就農者育成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第31号 雨竜町新規就農者育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町新規就農者育成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明をさせます。

○議長（竹ヶ原利明） 宗近産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（農政林務）（宗近秀靖） 記といたしまして、雨竜町新規就農者育成に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町新規就農者育成に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明としまして、農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、助成内容を改めるものであります。

次のページをお開きいただきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。第4条、新規就農者に対する補助金等の交付、この中の（1）であります。これは農地中間管理機構事業の見直しによるものでありまして、農業公社の農地売買等における賃借料につきまして現行で設定期間5年は2%、10年につきましては2.75%となっていたものが全て1%に改正されたことに伴いまして本補助金の補助率につきましても5年が2分の1、10年が0.75%の分を補助するところ、全て2分の1に改めるものであります。

続きまして、(5) ではありますが、これは国の新規就農者育成総合対策事業の見直しによるものですが、就農開始後5年を経過した者の部分を3年以上経過した者として国の期間に合わせ改めるものであります。

附則としまして、第1条、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第2条、経過措置、第4条第1項第1号については、補助金の交付決定を改正前に受けている場合においては、改正前の例を適用する。

農地中間管理機構事業の経過措置移行期間である令和6年度において、旧農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画による農用地の賃借契約を締結した場合においては、賃借料の2分の1の額を最大10年間と読み替えて適用する。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第31号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号 雨竜町新規就農者育成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

◎議案第32号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号17、議案第32号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第32号 字の区域の変更について。

国営緊急農地再編整備事業雨竜暑寒地区雄飛新生工区の換地事業のため次のとおり字界変更を要するので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 記、字の区域を変更するもの。

下の表にありますように現行字なしの97筆を字満寿に、字中島の4筆を字尾白利加に改正するものでございます。

この処分につきましては、土地改良法第89条の2第10項で準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力が生じるものとしております。

議案第32号資料を御覧いただきたいと思います。国営緊急農地再編整備事業雨竜暑寒地区雄飛新生工区の換地処分に伴い字の区域を変更する土地について。

1、字の区域の変更理由といたしまして、国営緊急農地再編整備事業雨竜暑寒地区雄飛新生工区の事業施行区域内にある2つの字地番区域の一部について、圃場区画の改編工事に伴い、1筆の土地の区域が2以上の字にわたることとなるため、同事業の換地処分を実施するに当たり、土地改良法及び地方自治法の規定に基づき、字の区域

の変更を行うものでございます。

2、字の区域の変更内容についてでございますが、裏面を御覧いただきたいと思えます。

裏面の字界変更位置図でございますが、この部分につきましては大まかな場所を図面に表したものでございまして、赤く色が塗られた部分が該当する箇所となっております。

続きまして、その隣のページでございますが、字界変更後の拡大図、字界の変更を要する区域について拡大したものでございます。青く色のついた部分、町道4丁目線より南側でございますが、ナンバーワンからナンバーセブンということと、ナンバー10とありますが、拡大した図面につきましてはその次ページ以降に添付してございます。

次ページのほうを御覧いただきたいと思いますが、赤い斜線が引かされた部分、そして青く色塗りがされた部分、この重なった部分で字地番が赤く表示されている場所が該当する地番となっております。

また、1枚お戻りいただきまして、右上の表にございますナンバー8、ナンバー9と緑で色が塗られたところでございますが、この部分につきましてはナンバー8、ナンバー9という資料のほうを御覧いただきたいと思えます。この表にございます、4枚ほどおめくりいただきますけれども、この図面の中で赤い斜線と緑で色が塗られた部分、この重なった場所で字地番が赤く表示されている箇所、これが該当するものでございます。先ほど議案のほうで説明をいたしましたところでございますが、この換地処分につきましては公告があった日の翌日から効力が生じるものというものでございます。

以上、議案第32号 字の区域の変更についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第32号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号 字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号18、議案第33号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) ただいま上程いただきました議案第33号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長(竹ヶ原利明) 高瀬住民課長。

○住民課長(高瀬則道) 記、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更する。

説明、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、本規約を変更するものであります。

次のページ、新旧対照表を御覧ください。まず、左側現行の中段やや下にあります別表第1がありますけれども、これは市町村が行う被保険者証に関する事務が記載さ

れているものですが、本年12月2日からマイナンバーカードと被保険者証が一体されることに伴い、この別表第1を削除するものであります。

また、これに係る第4条、第19条第2項、そして別表第2につきましてはそれぞれ文言を修正するものであります。

附則、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上、議案第33号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願いたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第33号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号19、選挙第1号 雨竜町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

局長に説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 選挙第1号 雨竜町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。

雨竜町選挙管理委員会委員及び補充員は、令和6年6月26日をもって任期が満了するので、地方自治法第182条の規定に基づき議会の選挙を求める。

令和6年6月20日提出、雨竜町議会議長、竹ヶ原利明。

記といたしまして、1、選挙する委員4人。

住所、氏名。

2、選挙する補充員4人。番号、1番から4番。住所、氏名。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項及び雨竜町議会会議規則等運用例第41項及び第43項第1号の規定により指名推選とし、議長が指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

先に、選挙管理委員を指名します。岡本博光さん。藤田直さん。稲見育子さん。鷲尾隆人さん。以上4名の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名した方々を雨竜町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、指名しました岡本博光さん、藤田直さん、稲見育子さん、鷲尾隆人さんが選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員の指名をいたします。補充員の順位と氏名を申し上げます。1番、照井勝さん。2番、村本由美子さん。3番、藤江準也さん。4番、宮崎香利さん。以上4名の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名した方々を補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、指名しました順位1番、照井勝さん、順位2番、村本由美子さん、順位3番、藤江準也さん、順位4番、宮崎香利さんが補充員に当選されました。

名簿配付のために暫時休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時01分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

◎報告第1号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号20、報告第1号 令和5年度雨竜町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越した経費の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました報告第1号 令和5年度雨竜町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越した経費の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項による繰越明許費に係る歳出予算の繰越した経費は、別紙のとおりである。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

裏面に移ります。令和5年度雨竜町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費の中で公用車購入事業で翌年度繰越額が700万円、その下、ふれあいセンター関係工事費で1億9,900万円。

その下、3項戸籍住民登録費で住基・戸籍システム改修事業で665万5,000円。

8款土木費、3項河川費、渭の津排水機場の整備事業で1,650万円、合わせて2億2,915万5,000円を翌年度に繰り越したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

以上で報告第1号は報告済みといたします。

◎報告第2号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号21、報告第2号 雨竜町土地開発公社の業務報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました報告第2号 雨竜町土地開発公社の業務報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、雨竜町土地開発公社に係る令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画を別紙のとおり提出する。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 長原総務課主幹。

○総務課主幹（企画財政）（長原康雄） 別紙で配付しております報告第2号資料1により令和5年度雨竜町土地開発公社事業報告書・決算報告書について説明させていただきます。

1ページを御覧ください。1、事業報告書、I、法人の概要、法人の概要の1から7につきましては後ほどお目通しをいただき、説明は省略させていただきます。

続きまして、2ページ中段にありますII、事業の状況を御覧ください。II、事業の状況、1、事業の実施状況につきましては、分譲宅地の造成事業の用地を取得造成し、販売を開始となっております。現在2団地の分譲販売をしております。2、役員会等に関することにつきましては、監事会、理事会の開催内容となっておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

続きまして、3ページの説明となります。Ⅲ、法人の課題、分譲宅地について、平成29年度には2区画、令和3年度には6区画を造成し、3区画の販売と1区画の契約をしたものの、残り4区画については販売に至っていない。引き続き、ホームページや各種イベント等で周知をする必要があると考えております。

Ⅳ、決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事項、Ⅴ、その他の特記事項については、該当する事項はございません。

続きまして、4ページ目を御覧ください。2、決算報告書、Ⅰ、貸借対照表、令和6年3月31日現在について説明させていただきます。

まず、上段、資産の部としまして、Ⅰ、流動資産、流動資産合計1,963万2,211円。Ⅱ、固定資産、固定資産の合計としまして300万円、資産合計2,263万2,211円。

続きまして、中段、負債の部、1、流動負債、流動負債合計につきましてはゼロ円となっております。負債合計としましても同様にゼロ円ということです。

続きまして、下段、資本の部、Ⅰ、資本金、基本財産金、雨竜町出資金としまして300万円。Ⅱ、準備金、(1)、前期繰越準備金1,928万594円。(2)、当期純利益35万1,617円、準備金合計1,963万2,211円。資本合計としまして2,263万2,211円となっております。

次に、5ページの説明をさせていただきます。Ⅱ、損益計算書、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。Ⅰ、事業収益、土地造成事業収益50万円、これにつきましては北市街団地1区画売買に伴う契約保証金50万円となっております。Ⅱ、事業原価、土地造成事業原価、これにつきましてはゼロ円となっております。事業総利益50万円。Ⅲ、販売費及び一般管理費、△14万8,818円。内容につきましては、下段に記載されております付表に記載しております。後ほどお目通しをお願いします。Ⅳ、事業外収益、受け取り利息435円、経常収益435円、当期純利益35万1,617円となっております。

6ページ以降につきましては詳細の資料となっておりますので、後ほどお目通しをいただき、説明を省略させていただきます。

次に、報告第2号資料2の説明をさせていただきます。報告第2号資料2、令和6

年度雨竜町土地開発公社事業計画書・予算書の説明をさせていただきます。まず、1ページ目を御覧ください。1、事業計画書。事業計画につきましては、ことぶき団地4区画と北市街団地の1区画の販売完了を進める内容となっております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。2、予算書。2ページ目の予算書につきましては、3ページ目以降に詳細が記載されておりますので、3ページ以降の実施計画書に基づき説明をさせていただきます。

3ページ目を御覧ください。令和6年度雨竜町土地開発公社予算実施計画。1、収益的収入及び支出。まず、収入としまして1、事業収益、完成土地等売却収益1,016万2,000円、これにつきましては残っております5区画分を計上しております。2、事業外収益、受け取り利息及び雑収益、これにつきましてはそれぞれ1,000円ずつを計上している状況です。3、繰越準備金745万2,000円、前年度繰越準備金を充当しているところなのですが、前年度繰越金795万2,000円のうち745万2,000円を計上しているという状況です。収入合計1,761万6,000円。

続きまして、支出、1、事業原価、完成土地等売却原価1,168万円。2、販売費及び一般管理費70万3,000円、これにつきましては人件費及び各種販売経費を計上しております。3、予備費523万3,000円、支出合計1,761万6,000円となっております。

続きまして、4ページの説明を行います。(2)、資本的収入及び支出。まず、収入としまして現金及び預金、現金としまして50万円、これにつきましては前年度繰越金からの50万円となっております。1、短期預り金2,000円、これにつきましては所得税の一時預り金としまして2,000円を計上しております。収入合計50万2,000円となっております。

続きまして、支出の部、1、事業費用、土地造成事業費40万円、これにつきましては土地造成事業に要する附帯工事として計上しております。2、借入償還金、短期預り金2,000円、これにつきましては所得税の一時預り金の納付についてを計上しております。3、予備費10万円、支出合計50万2,000円となっております。

なお、5ページ以降につきましては詳細資料となっておりますので、後ほどお目通

しをいただき、説明を省略させていただきます。

以上、報告第2号 雨竜町土地開発公社業務報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

以上で報告第2号は報告済みといたします。

◎報告第3号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号22、報告第3号 株式会社雨竜町振興公社の業務報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました報告第3号 株式会社雨竜町振興公社の業務報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社雨竜町振興公社に係る令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画を別紙のとおり提出する。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 小川産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（商工観光）（小川智代） それでは、報告第3号 株式会社雨竜町振興公社の業務報告についてご説明させていただきます。

別冊配付の報告第3号資料1、第28期事業報告書を御覧ください。事業年度は、令和5年度、期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間です。

1ページをお開きください。初めに、事業概況ですが、来場者数は前年比3.5%減の41万人、全体の売上げは前年比3.7%減の2億300万円となりました。猛暑の影響によりアイスなどの商品はよく売れましたが、夏野菜、花については出荷

量が減少し、直売会の売上げは減少しています。また、ふるさと納税の返礼品の取扱いが13%減となったことが年間売上減少の大きな要因となっています。このほかエネルギー価格の高騰などの影響を受けていましたが、何とか黒字決算となったところです。株主総会開催状況ですが、定時株主総会が令和5年5月30日に開催されており、議件名は記載のとおりであります。

次に、取締役会ですが、4回開催しております。監査開催状況については、3か月ごとに定期監査を行い、年4回実施しております。

3ページをお開きください。イベント等開催、参加状況ですが、御覧のとおり14件のイベントを開催及び参加をし、コロナ禍前のイベント数に戻ってきています。また、昨年度はエスコンフィールドでのイベントにも参加されたところです。雨竜沼自然館展示会及び書道展示室墨響は記載のとおりであります。道の駅の情報については、ホームページのほかフェイスブックやインスタグラムでPRを行っています。

次に、別冊配付の報告第3号資料2、第28期収支決算書を御覧ください。1ページ、貸借対照表をお開きください。令和6年3月31日現在の振興公社の資産、負債、純資産の状況を記載しております。左側の欄、資産の部ですが、流動資産が7,260万9,441円、中段、固定資産が868万6,615円、資産合計が一番下の8,129万6,056円となっております。対して右側の中段に記載の負債の部合計が1,339万2,972円、純資産の部合計で6,790万3,084円、負債、純資産合計が8,129万6,056円で、資産合計額と一致いたします。

次に、2ページの損益計算書を御覧ください。初めに、売上高につきましては一番右の欄ですが、2億3,724万9,792円、売上原価が1億4,167万8,120円で、差引き売上総利益が9,557万1,672円であります。次に、販売費及び一般管理費ですが、9,722万9,415円、売上総利益金額から販売費及び一般管理費を差し引いた金額がマイナスとなり165万7,743円の営業損失となっております。これに営業外収益229万2,947円を加え、雑損失15万7,401円を差し引いた経常利益が47万7,803円、これから法人税等諸税を差し引いた当期純利益金額が一番下の欄で28万1,245円となっております。

次に、3ページは販売費及び一般管理費の内訳、棚卸資産の計算内訳、4ページは

製造原価報告書です。説明は省略いたします。

5 ページをお開きください。ここでは株主資本等変動計算書ですが、当期首残高に当期純利益を加えた当期末残高 6, 790 万 3, 084 円となりました。

次の 6 ページは個別注記表でありまして、下段に 1 株当たりの情報に関する注記がございます。振興公社の株式資本金は 1 株 5 万円で、200 株 1, 000 万円ですが、1 株当たり純資産額は 33 万 9, 515 円 42 銭、1 株当たりの当期純利益は 1, 406 円 22 銭となりました。

次に、別冊配付の報告第 3 号資料 3、第 29 期事業計画書を御覧ください。事業計画年度、令和 6 年度、期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間です。

1 ページから 2 ページの方針では、コロナ禍からようやくふだんの生活を取り戻している中で国内旅行者の入り込みを期待するとともに、インボイス制度への対応、関係機関との連携を図りながら積極的な事業展開と経費節減を目標に最終利益の向上を目指すこととしております。

2 ページの重点目標ですが、サービスにおいて地域資源、観光資源の情報発信、地元農産物の安全性、信頼性の向上を図ることや、経営においては、特産品等を利用した商品の研究開発、イベントの開催などの取組を進めることとしております。

次に、別冊配付の報告第 3 号資料 4、第 29 期収支予算書を御覧ください。1 ページをお開きください。収入におきましては各部門ごとに前年度実績をベースに積算され、売上金額については最下段の総合計で 2 億 2, 471 万 3, 000 円、最終的な利益は売上原価 1 億 3, 513 万 4, 000 円を差し引いた利益総合計は前年度対比 18%減の 8, 957 万 9, 000 円を見込んでおります。特に売店の売上金額においてふるさと納税返礼品の取扱いを少なく見積もった予算となっております。

対しまして経費ですが、2 ページから 3 ページにわたって販売費及び一般管理費としまして科目別に記載しております。基本的には必要な経費を前年度実績などを基に当該年の必要経費を積み上げ積算しています。こちらにおいてもふるさと納税返礼品に係る経費を減額計上し、総費用合計は 3 ページを御覧ください。本ページ最下段に記載の 8, 957 万 9, 000 円と総収入合計額と同額を計上しております。

以上、報告第3号 株式会社雨竜町振興公社の業務報告についての説明とさせていただきます。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

以上で報告第3号は報告済みといたします。

◎意見書案第1号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号23、意見書案第1号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

吉見拓也議員。

○1番（吉見拓也） 意見書案第1号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別記関係行政庁に対し標記意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年6月20日提出。

提出者、雨竜町議会議員、吉見拓也。賛成者、雨竜町議会議員、野村耕次郎、同じく賛成者、雨竜町議会議員、佐々木徹。

雨竜町議会議長、竹ヶ原利明様。

記、提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣。

次ページをお開きください。本意見書の要旨につきましては、歯と口腔の健康は全身の健康を保持、増進するための重要な要素であり、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待され、そのための国における措置を求めるものです。記を朗読し、説明に代えさせていただきます。

1、いわゆる国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。

2、いわゆる国民皆歯科健診の実施に関しては、十分な財政措置を講ずること。

3、いわゆる国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康につながるよう、総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年6月20日、北海道雨竜郡雨竜町議会。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 提案者の提案理由及び内容の説明が終わりました。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号24、意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

須見栄一議員。

○8番（須見栄一） 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別記関係行政庁に対し標記意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年6月20日提出。

提出者、雨竜町議会議員、須見栄一。賛成者、雨竜町議会議員、佐々木徹、同じく賛成者、雨竜町議会議員、吉見拓也。

雨竜町議会議長、竹ヶ原利明様。

記、提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

次のページをお開きください。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本意見書の要旨につきましては、全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っており、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災、減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、木材産業施策の充実、強化を図るため国における措置を求めるものです。記の文面を要約し、朗読の上説明に代えさせていただきます。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備事業予算や、治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、スマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年6月20日、北海道雨竜郡雨竜町議会。議員各位のご賛同を願います。

終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 提案者の提案理由及び内容の説明が終わりました。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号25、意見書案第3号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

吉見拓也議員。

○1番（吉見拓也） 意見書案第3号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別記関係行政庁に対し標記意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年6月20日提出。

提出者、雨竜町議会議員、吉見拓也。賛成者、雨竜町議会議員、野村耕次郎、同じく賛成者、雨竜町議会議員、佐々木徹。

雨竜町議会議長、竹ヶ原利明様。

記、提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

次のページをお開きください。本意見書の要旨につきましては、農政の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法の改正や、関連法案は厳しさを増す農業情勢を打開する施策につながり、担い手など多様な農業者が安心して営農が続けられ、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の厳しい経営状況を打開する改正基本法や関連法案となるよう国へ要望するものです。

記の文面を要約し、朗読の上説明に代えさせていただきます。

1、改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの予算を拡充すること。

また、新たな基本計画の策定にあたっては、年一回の目標達成の状況調査及び公表と合わせ、具体的な施策や予算措置を講ずること。

2、国民への理解醸成を前提とした適正な価格形成については、生産コスト上昇分を消費者に負担させるのではなく、国も負担を担い、生産費等が反映できるよう法制化を進めること。

また、予期せぬ急激なコスト増加については、国が責任を持って農業者への対策を講じるとともに再生産可能な所得補償政策を早急に講ずること。

3、「食料供給困難事態対策法案」については、国が国際貿易協定での農畜産物の市場開放を進め、農業者の生産努力を蔑ろにする罰則規定は除外し、インセンティブ

によって政策誘導を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年6月20日、北海道雨竜郡雨竜町議会。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 提案者の提案理由及び内容の説明が終わりました。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎会議案第2号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号26、会議案第2号 議員研修会の議員派遣についてを議題といたします。

局長に朗読説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 会議案第2号 議員研修会の議員派遣について。

議員研修会に次のとおり議員を派遣することとする。

令和6年6月20日提出、雨竜町議会議長、竹ヶ原利明。

記、1、北海道町村議会議長会主催議員研修会。開催日、令和6年7月2日火曜日。場所、札幌市。派遣議員、全議員。経費、予算計上済み。

2、空知町村議会議長会主催議員研修会。開催日、令和6年7月10日水曜日。場所、上砂川町。派遣議員、全議員。経費、予算計上済み。

3、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。開催日、令和6年8月20日火曜日。場所、札幌市。派遣議員、議会広報広聴特別委員会委員2名、吉見拓也議員、沖田浩一議員。経費、予算計上済み。

裏面を御覧ください。4、中空知広域市町村圏組合主催議員研修会。開催日、令和6年10月17日木曜日。場所、芦別市。派遣議員、全議員。経費、予算計上済み。

5、財団法人全国市町村研修財団主催による議員研修会。開催日、令和6年度中の適当日。場所、市町村職員中央研修所、千葉県千葉市、または全国市町村国際文化研修所、滋賀県大津市。派遣議員、4名、野村耕次郎議員、沖田浩一議員、須見栄一議員、竹ヶ原利明議員。経費、予算計上済み。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） お諮りします。

本案を原案のとおり決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、会議案第2号 議員研修会の議員派遣については、原案のとおり議員を派遣することに決しました。

◎会議案第3号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号27、会議案第3号 道外政務調査の議員派遣についてを議題といたします。

局長に朗読説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 会議案第3号 道外政務調査の議員派遣について。

道外政務調査を次のとおり実施するため、議員を派遣することとする。

令和6年6月20日提出、雨竜町議会議長、竹ヶ原利明。

記、1、議会改革及び議会の活性化の取組についての調査。実施期日、令和6年10月21日から23日、2泊3日。場所、神奈川県足柄上郡山北町、中郡大磯町。派遣議員、全議員。経費、予算計上済み。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） お諮りします。

本案を原案のとおり決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、会議案第3号 道外政務調査の議員派遣については、原案のとおり議員を派遣することに決しました。

◎会議案第4号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号28、会議案第4号 閉会中の委員会所管事務調査についてを議題といたします。

局長に朗読説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 会議案第4号 閉会中の委員会所管事務調査について。

閉会中の所管事務調査について、各委員会より次のとおり申出があったので許可することについて付議する。

令和6年6月20日提出、雨竜町議会議長、竹ヶ原利明。

記、委員会名、議会運営委員会。件名、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、令和6年第3回定例会まで。

委員会名、行政常任委員会。件名、農業集落排水施設の維持管理について。調査期間、令和6年第3回定例会まで。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） お諮りします。

本案を原案のとおり決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、会議案第4号 閉会中の委員会所管事務調査については、申出のとおり許

可することに決しました。

◎議案第34号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号29、議案第34号 雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第34号 雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月20日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 記、雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明、雨竜町ふれあいセンターの施設改修に伴い、本条例の一部を改正するもの。

裏面の新旧対照表を御覧ください。第7条、利用料金におきまして第2項の別表を改めるものでございます。別表の内容でございますが、施設改修に伴いまして区分内にあります階数及び名称を変更するもの。改修に伴いまして面積の変更となる会議室の1と2、それと面積の増によります単価の改正についてを別表で改めるものでございます。また、備考欄にございます4の中の文言を整理するものでございます。

附則、この条例は、令和6年8月1日から施行する。

以上で議案第34号 雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第34号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号 雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（竹ヶ原利明） 以上で本議会に付議された議案全部の審議が終了しました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和6年第2回雨竜町議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時50分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

雨竜町議会議長

署名議員

署名議員